

平成29年第5回中間市議会定例会会期日程（案）

（会期 11月28日～12月12日：15日間）

| 月 日 | 曜 | 本 会 議 | 委員会 | 審 査 事 項 |
|--------|---|--------------|-----|--|
| 11月28日 | 火 | 開 議 午前10時 | | 1. 会期の決定 2. 同意案第16号～第17号 3. 承認第9号 4. 議案第48号～第60号 5. 請願第1号 ┌ 議案上程・提案理由説明 ┐ └ 質疑・討論・採決 ┘ |
| 11月29日 | 水 | 休 会 | | |
| 11月30日 | 木 | 開 議 午前10時 | | 1. 一般質問 2. 議案第48号～第51号 議案第53号～第60号 3. 請願第1号 [質疑・委員会付託] |
| 12月 1日 | 金 | 休 会 | | |
| 12月 2日 | 土 | 休 会 | | |
| 12月 3日 | 日 | 休 会 | | |
| 12月 4日 | 月 | 休 会 | 委員会 | |
| 12月 5日 | 火 | 休 会 | 委員会 | |
| 12月 6日 | 水 | 休 会 | 委員会 | |
| 12月 7日 | 木 | 休 会 | 委員会 | |
| 12月 8日 | 金 | 休 会 | 委員会 | |
| 12月 9日 | 土 | 休 会 | | |
| 12月10日 | 日 | 休 会 | | |
| 12月11日 | 月 | 休 会 | | |
| 12月12日 | 火 | 開 議 午前10時 | | 1. 議案第48号～第51号 議案第53号～第60号 2. 請願第1号 3. 意見書案第13号～第15号 ┌ 議案上程・提案理由説明 ┐ └ 委員長報告・質疑・討論・採決 ┘ |

諸 般 の 報 告

第5回中間市議会定例会
平成29年11月28日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、10月17日、10月20日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 一般会計及び特別会計 | 平成29年度6月分 |
| (2) 水道事業会計 | 平成29年度4月分～5月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、9月27日、10月11日、10月20日、11月10日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 人権男女共同参画課 | 平成27年度 平成28年度 |
| (2) 安全安心まちづくり課 | 平成27年度 平成28年度 |
| (3) 住宅都市交通対策課 | 平成27年度 平成28年度 |
| (4) 健康増進課 | 平成27年度 平成28年度 |

(意見書の提出)

平成29年9月28日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対しそれぞれ送付した。

記

- (1) 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書
- (2) 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書

議事日程 (第1号)

平成29年11月28日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第16号 教育委員会教育長の任命について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 同意案第17号 教育委員会委員の任命について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 承認第9号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (平成29年度中間市一般会計補正予算 (第1号))
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第52号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(日程第5 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 第48号議案 平成29年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第 7 第49号議案 平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第1号)
- 日程第 8 第50号議案 平成29年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
(日程第6～日程第8 提案理由説明)
- 日程第 9 第51号議案 中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第53号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第54号議案 中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(日程第9～日程第11 提案理由説明)
- 日程第12 第55号議案 中間市チャレンジショップの設置及び管理に関する条例
(日程第12 提案理由説明)
- 日程第13 第56号議案 公の施設の指定管理者の指定について (中間市チャレンジショップ)
- 日程第14 第57号議案 公の施設の指定管理者の指定について (中間市生涯学習センター)

(日程第13～日程第14 提案理由説明)

日程第15 第58号議案 中間市道路線の廃止について

日程第16 第59号議案 中間市道路線の認定について

(日程第15～日程第16 提案理由説明)

日程第17 第60号議案 中間市行橋市競艇組合規約の変更について

(日程第17 提案理由説明)

日程第18 請願第1号 国民健康保険税の引き下げを求める請願

(日程第18 趣旨説明)

日程第19 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 植本 種實君 | 2番 小林 信一君 |
| 3番 堀田 克也君 | 4番 柴田 芳信君 |
| 5番 田口 澄雄君 | 6番 田中多輝子君 |
| 7番 掛田るみ子君 | 8番 草場 満彦君 |
| 9番 中尾 淳子君 | 10番 山本 慎悟君 |
| 11番 安田 明美君 | 12番 梅澤 恭徳君 |
| 13番 柴田 広辞君 | 14番 中野 勝寛君 |
| 15番 井上 太一君 | 16番 米満 一彦君 |
| 17番 下川 俊秀君 | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------------------|-------------------|
| 市長 …………… 福田 浩君 | 総務部長 …………… 園田 孝君 |
| 総合政策部長 …… 佐伯 道雄君 | 市民部長 …………… 小南 敏夫君 |
| 保健福祉部長 …… 石田 浩君 | 建設産業部長 …… 間野多喜治君 |
| 教育部長 …………… 田中 英敏君 | |
| 環境上下水道部長 …………… 久野 裕彦君 | |
| 市立病院事務長 … 貞末 孝光君 | 消防長 …………… 三船 時彦君 |

| | | | | | |
|-------------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 総務課長 | …………… | 後藤 謙治君 | 財政課長 | …………… | 田代 謙介君 |
| 企画政策課長 | …………… | 蔵元 洋一君 | 健康増進課長 | …………… | 岩河内弘子君 |
| 介護保険課長 | …………… | 冷牟田 均君 | 土木管理課長 | …………… | 藤田 晃君 |
| 都市整備課長 | …………… | 白石 和也君 | 産業振興課長 | …………… | 北原 鉄也君 |
| 教育総務課長 | …………… | 村上 智裕君 | 生涯学習課長 | …………… | 古賀 敬英君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | …………… | | | | 藤田 宜久君 |

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|------|--------|----|--------|
| 事務局長 | 西村 拓生君 | 書記 | 谷山 隆二君 |
| 書記 | 熊谷 浩二君 | 書記 | 池田 恭君 |

午前9時59分開会

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は17名で、定足数に達しております。これより平成29年第5回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から12月12日までの15日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は15日間と決しました。

日程第2. 同意案第16号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第2、同意案第16号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

同意案第16号教育委員会教育長の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育長でありました増田俊明氏が、本年6月19日をもって退職されました。つきましては、後任の教育長の任命に当たり、教育者として教育現場を歴任され、幅広い識見と人格、経験を有しておられます片平慎一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、新教育長の任期につきましては、同法第5条第1項の規定により、来月4日から前教育長の残任期間の平成32年1月3日まででございます。

ご同意のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第16号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより同意案第16号教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（下川 俊秀君）

ただいまの出席議員は16人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（下川 俊秀君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（下川 俊秀君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案について同意することに賛成の諸君は「賛成」と、また反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

また、米満一彦君から身体の故障のため投票することが困難であることを理由に代理投票の申し出がありましたので、代理投票を認めることにいたします。投票補助者に、事務

局職員谷山隆二君及び熊谷浩二君を指名いたします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 植本 種實君 | 2 番 | 小林 信一君 |
| 3 番 | 堀田 克也君 | 4 番 | 柴田 芳信君 |
| 5 番 | 田口 澄雄君 | 6 番 | 田中多輝子君 |
| 7 番 | 掛田るみ子君 | 8 番 | 草場 満彦君 |
| 9 番 | 中尾 淳子君 | 10 番 | 山本 慎悟君 |
| 11 番 | 安田 明美君 | 12 番 | 梅澤 恭徳君 |
| 13 番 | 柴田 広辞君 | 14 番 | 中野 勝寛君 |
| 15 番 | 井上 太一君 | 16 番 | 米満 一彦君 |

.....

○議長（下川 俊秀君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（下川 俊秀君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山本慎悟君及び柴田広辞君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長（下川 俊秀君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成16票、反対0票、以上のおり全員賛成であります。

よって、同意案第16号については、これに同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時09分休憩

.....

午前10時11分再開

○議長（下川 俊秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3. 同意案第17号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第3、同意案第17号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

同意案第17号教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育委員会委員であります衛藤修身氏の任期が本年12月31日で満了となりますことから、後任の委員といたしまして、教育行政に高い識見を有しておられます同氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第17号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより同意案第17号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（下川 俊秀君）

ただいまの出席議員は16人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(下川 俊秀君)

投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(下川 俊秀君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案について同意することに賛成の諸君は「賛成」と、また反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

また、米満一彦君から身体の故障のため投票することが困難であることを理由に代理投票の申し出がありましたので、代理投票を認めることにいたします。投票補助者に、事務局職員谷山隆二君及び熊谷浩二君を指名いたします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 植本 種實君 | 2 番 | 小林 信一君 |
| 3 番 | 堀田 克也君 | 4 番 | 柴田 芳信君 |
| 5 番 | 田口 澄雄君 | 6 番 | 田中多輝子君 |
| 7 番 | 掛田るみ子君 | 8 番 | 草場 満彦君 |
| 9 番 | 中尾 淳子君 | 10 番 | 山本 慎悟君 |
| 11 番 | 安田 明美君 | 12 番 | 梅澤 恭徳君 |
| 13 番 | 柴田 広辞君 | 14 番 | 中野 勝寛君 |
| 15 番 | 井上 太一君 | 16 番 | 米満 一彦君 |

.....

○議長(下川 俊秀君)

投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(下川 俊秀君)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田口澄雄君及び中野勝寛君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(下川 俊秀君)

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成16票、反対0票、以上のおり全員賛成であります。

よって、同意案第17号については、これに同意することに決しました。

日程第4. 承認第9号

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第4、承認第9号専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成29年度中間市一般会計補正予算(第1号))を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

承認第9号平成29年度中間市一般会計補正予算(第1号)につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

平成29年9月28日に衆議院が解散したことに伴い、衆議院議員総選挙が行われております。総選挙は、10月10日に公示、10月22日に投開票とされたため、選挙の実施に要する経費に係る予算に関して、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、9月28日付で専決処分したものでございます。

具体的な補正予算の内容でございますが、主な歳出では、投開票における管理者、立会人等の報酬に90万円、投開票に従事する職員の手当に450万円、臨時職員賃金に320万円、投票入場券郵送料等の通信運搬費に240万円、投票用紙計数機等の備品購入費に220万円を計上し、総額1,680万円の予算措置を行っております。

これらの歳出の財源として充当いたします歳入予算につきましては、全額、国からの衆議院議員総選挙委託金となっており、本市の財政負担は生じないものとなっております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,680万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ178億1,800万円としたものでございます。

ご審議の上、ご承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第9号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより承認第9号専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成29年度中間市一般会計補正予算（第1号））を起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、承認第9号は承認することに決しました。

日程第5. 第52号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第5、第52号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第52号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年度の人事院勧告及び県の指導に基づき、一般職職員の給与の改定等を行うものでございます。

改定の主な内容といたしましては、まず、本年度の人事院勧告に基づき、官民の給与格差を是正することを目的といたしまして、給料表にあつては水準を0.2%、金額にしますと、若年層においては平均1,000円、それ以外の職員においては平均400円引き

上げ、期末勤勉手当にあつては、民間の支給割合に見合うように0.1カ月分引き上げ、勤勉手当に配分するものでございます。

また、県の指導に基づき、住居手当等の支給内容を国の基準に合わせるものでございます。

なお、施行日等につきましては、給料表に係る改正につきましては公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することといたしております。

また、期末勤勉手当に係る改正につきましては公布の日から、住居手当等に係る改正につきましては平成30年4月1日から施行することといたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第52号議案は、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより第52号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、第52号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6. 第48号議案

日程第7. 第49号議案

日程第8. 第50号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第6、第48号議案から日程第8、第50号議案までの平成29年度各会計

補正予算3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第48号議案平成29年度中間市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

まず、今回の補正予算の歳出の主なものといたしましては、債務負担行為補正として、レセプト管理システム賃借料を480万円、健康管理システム賃借料を1,610万円追加計上いたしております。

総務費におきましては、昨年度から専門業者への業務委託を行い、積極的に取り組んでおりますふるさと納税につきまして、本市への納税額が大幅に増加しており、本補正予算におきまして、ふるさと納税額を9,000万円追加計上いたしておりますことに伴い、ふるさと納税管理業務委託料を5,700万円追加計上いたしております。本市を応援してくださる皆様からいただいた貴重な財源を有効に活用し、地域の活性化を図ってまいります。

次に、民生費におきましては、支給対象者の増加等に伴い、障がい者福祉に関する扶助費を6,070万円追加計上いたしております。

農林水産業費におきましては、蓮花寺地区の農業用送水管の漏水調査委託料を150万円計上いたしております。

土木費におきましては、福岡県の都市計画街路2路線の改良事業に伴う地元負担金を120万円追加計上いたしております。

教育費におきましては、小学校における平成30年度からの道徳の教科化に向け、教師用指導図書の購入費を100万円計上いたしております。

また、特別会計への繰出金でございますが、国民健康保険事業におきましては職員人件費の増加に伴い30万円、介護保険事業におきましてはシステム改修費の追加に伴い90万円をそれぞれ追加計上いたしております。

こうした経費の財源となります歳入につきましては、国庫負担金におきまして社会福祉費負担金を3,030万円、県支出金におきまして社会福祉費負担金を1,510万円、消費者相談事業において遠賀郡4町と相互連携した相談受け付け体制を構築することに伴う消費者行政推進事業補助金を30万円計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億6,220万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ179億8,020万円とするものでございます。

第49号議案平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者の高額療養費給付額の増加に伴い、一般被保険者高額療養費を2,260万円、平成26年度療養給付費負担額及び平成26年

度特別調整交付金の返還額が確定したことなどによる諸支出金430万円を追加し、支出額の確定に伴い、老人保健拠出金を100万円、後期高齢者支援金等を1,510万円、介護納付金を1,270万円減額いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、国庫支出金のうち療養給付費等負担金を690万円、特定健康診査等負担金を150万円、県支出金のうち特定健康診査等負担金を150万円、前期高齢者交付金を2億3,470万円追加し、歳入欠かん補填収入を2億4,560万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ162万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,501万円とするものでございます。

第50号議案平成29年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしましては、総務費におきまして、介護保険制度の運用に必要なシステム整備事業費を190万円追加いたしております。

次に、介護予防事業の一部を地域支援事業へ移行したことに伴い、保険給付費を1,110万円減額し、地域支援事業費を1,110万円追加計上いたしております。

歳入につきましては、システム改修に伴い、国庫支出金におきまして、介護保険事業費補助金を90万円追加いたしております。

また、歳出補正に伴う負担割合変更といたしまして、まず、国庫支出金におきまして、地域支援事業交付金を270万円追加する一方、介護給付費負担金を220万円、調整交付金を50万円減額いたしております。

次に、支払基金交付金におきまして、地域支援事業支援交付金を310万円追加する一方、介護給付費交付金を310万円減額し、県支出金におきましては、地域支援事業交付金を130万円追加する一方、介護給付費負担金を130万円減額いたしております。

また、一般会計繰入金といたしまして、介護給付費繰入金を130万円減額し、地域支援事業繰入金を130万円、事務費繰入金を90万円追加いたしております。

以上により、保険事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ196万円を追加し、介護サービス事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,447万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております各会計補正予算3件に対する質疑は、11月30日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 9. 第51号議案

日程第10. 第53号議案

日程第 1 1. 第 5 4 号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第 9、第 5 1 号議案、日程第 1 0、第 5 3 号議案及び日程第 1 1、第 5 4 号議案の条例改正 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第 5 1 号議案中間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律により地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、本年 1 0 月 1 日に施行されたことに伴うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、非常勤職員の育児休業につきまして、その養育する子が 1 歳 6 カ月に到達する日において本人または配偶者が育児休業を取得している場合で、6 カ月延長しても保育所に入所できない場合等、子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合に限り、さらに 6 カ月、子が 2 歳に達するまで再延長を可能にするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日からといたしております。

第 5 3 号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が本年 7 月 2 6 日に施行され、公営住宅法が改正されたことによるものでございます。

改正の主な内容といたしましては、市営住宅の家賃につきまして、収入申告がない場合は近傍同種の住宅の家賃をもとに決定していましたが、入居者が認知症患者等で収入申告等が困難と認められる場合は、市が官公庁の書類の閲覧等で把握できる収入状況により家賃が設定できるものに改め、認知症患者等が住宅入居者である場合における収入申告義務を緩和するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、平成 3 0 年 1 月 1 日といたしております。

続きまして、第 5 4 号議案中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、老朽化した中間市市営住宅であります中鶴市営住宅の建てかえに伴う用地として中間市営中鶴駐車場を利用するため、同駐車場を廃止するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、平成 3 0 年 1 月 1 日といたしております。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております条例改正 3 件に対する質疑は、1 1 月 3 0 日の本会議で

行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第12. 第55号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第12、第55号議案中間市チャレンジショップの設置及び管理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第55号議案中間市チャレンジショップの設置及び管理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、市内において独立開業を目指す新規起業者の育成支援及び中心市街地のにぎわい創出を目的とする施設であります中間市チャレンジショップの設置及び管理について定めるものでございます。

条例の主な内容につきましてご説明いたします。

まず、施設の概要につきましては、飲食業を対象とした約23平方メートルの店舗スペースが2カ所、小売・サービス業を対象とした約19平方メートルの店舗スペースが2カ所及び防音機能を備えた約50平方メートルのフリースペースが1カ所から成る約254平方メートルの木造平屋建ての建物でございます。

この店舗スペースを新規起業者に対して安価な費用で貸し出しすることにより、新規起業者の育成を支援し、及び中心市街地のにぎわい創出を図るものでございます。

また、施設の管理につきましては、使用料その他、市が行う管理の方法のほか、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、指定管理者の設置及び利用料金制に係る規定を設けることといたしております。

なお、条例の施行日につきましては、平成30年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第55号議案に対する質疑は、11月30日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第13. 第56号議案

日程第14. 第57号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第13、第56号議案及び日程第14、第57号議案の指定管理者の指定2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第56号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市チャレンジショップは、先ほど第55号議案においてご説明申し上げましたとおり、本市の新規起業者への育成支援及び中心市街地のにぎわい創出を目的とする施設でございます。

同施設につきまして、平成30年4月下旬ごろに開設する予定となっておりますが、その管理運営につきましては、同施設が民間のテナント等と同様の機能を有するものであり、民間事業者が有するノウハウを活用することにより設置目的を達成することが可能と料されまことから、指定管理者を指定することといたしました。

指定管理者の指定に当たり、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき公募を行い、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条に規定する指定管理者選定委員会による審議を経て選考を行いました結果、一般財団法人中間ゼネラルを指定管理者の候補として決定いたしました。

また、指定期間につきましては、指定管理者選定委員会による審議の結果を踏まえまして、新たに設置される施設に係る新規事業でありますことから、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とするものでございます。

つきましては、一般財団法人中間ゼネラルを中間市チャレンジショップの指定管理者として指定し、指定期間を平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とするについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めまのでございます。

第57号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市生涯学習センターは、平成25年度から株式会社西日本医療福祉総合センターを指定管理者としてまいりましたが、平成30年3月31日をもちまして指定期間が満了となります。

市民の生涯学習の拠点であります同センターにつきましては、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上を図るため、指定管理者による管理を行うべきと料されまことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、平成30年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

指定する期間及び指定管理者の選定につきましてご説明申し上げます。

まず、指定期間につきましては、平成28年度に策定されました中間市公共施設等総合管理計画において、特に早急に対応すべき市内社会教育施設等については、改修、建てかえ、除却、統合等の総合的に検討及び個別計画の早期策定が必要とされております。長期の指定期間を設けますと、今後示される施設管理の方向性に応じた迅速な対応が困難となる場合が予想されまことから、今回の指定期間は2年間といたしております。

次に、指定管理者の候補者につきましては、本来は公募により指定管理者を指定するべ

きところではございますが、先に申し述べました理由により指定期間を2年間とする今回の指定におきましては、利用者に人気のある見聞録バスツアーやなかま文化塾などを初め各種講座を111講座実施しております現在の指定管理者以外の者を指定管理者として指定した場合には、同等のサービスを早急に展開できる保証がなく、市民サービスの低下が懸念されます。これらを考慮し、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に基づき設置した指定管理者選定委員会において審議を行った結果、同条例第5条第1項の規定により、株式会社西日本医療福祉総合センターを指定管理者の候補者に選定したところでございます。

以上により、株式会社西日本医療福祉総合センターを中間市生涯学習センターの指定管理者として指定し、指定管理期間を平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております指定管理者の指定2件に対する質疑は、11月30日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第15. 第58号議案

日程第16. 第59号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第15、第58号議案及び日程第16、第59号議案の市道路線2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第58号議案中間市道路線の廃止について、提案理由を申し上げます。

今回廃止をいたします路線は、松崎・鳴王寺線の1路線でございます。

この路線につきましては、市道路線を再編成するため、一旦、路線の廃止を行うものでございます。

以上のとおり、当該路線を廃止するに当たり、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

第59号議案中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回認定をいたします路線は、通ヶ浦・小池線、上蓮花寺14号線、福谷・鳴王寺線及び五反田7号線の4路線でございます。

まず、通ヶ浦・小池線につきましては、都市計画道路「塘ノ内砂山線」の一部を整備することに伴い、現在、福岡県が県道「新延中間線」の一部として管理している道路の一部

を、市道として認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員17.5メートル、実延長1,260メートルでございます。

次に、上蓮花寺14号線及び福谷・鳴王寺線につきましては、先ほどご提案いたしました市道路線の廃止に係る議案においてご説明申し上げましたように、市道路線を再編成するため、松崎・鳴王寺線を分割し、上蓮花寺14号線及び福谷・鳴王寺線として認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、上蓮花寺14号線にあつては幅員6.1メートル、実延長270.81メートル、福谷・鳴王寺線にあつては幅員5.98メートル、実延長695.08メートルでございます。

最後に、五反田7号線につきましては、長津三丁目地内の開発行為に伴い、当該道路の帰属を受け、認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員6.14メートル、実延長35.45メートルでございます。

以上のとおり、4路線を市道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております市道路線2件に対する質疑は、11月30日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第17. 第60号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第17、第60号議案中間市行橋市競艇組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第60号議案中間市行橋市競艇組合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

中間市行橋市競艇組合につきましては、本市及び行橋市の2市を構成団体として設置し、モーターボート競走法の施行に関する事務を共同処理しているところでございます。

当該事務につきましては、経営成績や財政状態などの経営状況の透明化及び健全化、住民ニーズへの迅速な対応とサービスの向上等を目的として、総務省から公営企業会計の適用の推進を求める通知がなされておりますところ、同組合において地方公営企業法の一部適用を実施するに当たりましては、中間市行橋市競艇組合規約の一部を変更し、共同処理する事務の方法を変更する必要があることから、地方自治法第286条第1項及び

第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容といたしましては、地方公営企業法の財務規定等の適用に関する規定を新たに設けるものでございます。

なお、本件規約につきまして議決をいただきましたら、同法第286条第1項の規定により同組合におきまして福岡県知事の許可を受け、平成30年4月1日から施行する予定となっております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第60号議案に対する質疑は、11月30日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第18. 請願第1号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第18、請願第1号国民健康保険税の引き下げを求める請願を議題といたします。

趣旨説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

請願第1号国民健康保険税の引き下げを求める請願署名について、その趣旨説明をいたします。

今、市民生活は、医療社会保障の連続改悪、アベノミクス不況による物価高などの影響とともに、長期にわたる収入の後退で、経済的にも大変苦しくなっています。日本共産党がさきに行ったアンケートでも、「苦しくなった」「前の年に比べて苦しくなった」と答えられた方が全体の7割にも上っています。

その中で、中間市の国民健康保険税は、この3年間を見ましても、2度の値上げがされ、その額は1人当たり1万円にもなります。また、全国平均と比べても、58.5%の所得しかない加入者の負担は耐えがたいものとなっています。日本共産党のアンケートでも、「負担に思うもの」の1位が国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、「中間市にしてほしいこと」の2位が国民健康保険税の引き下げとなっており、加入者の方々の実感が示されています。

また、市の保険税滞納者は33.4%で全国平均の2.3倍もの多さとなっており、国民健康保険税の負担が我慢の限界を超えていることを示しています。

中間市が、他自治体が行っている一般会計からの国保会計への繰り入れも、2013年度までにはわずか1年間3,000万をしたのが最後で、加入者に負担をかぶせてきたことが、その赤字の大きな原因と言えます。

国民健康保険の加入者は、全市民の3割にも上り、世帯数では4割近くを占めています。自営業者、失業者、非正規労働者、年金生活者などで支えられた非常に困窮度の高い医療保険制度であります。この層の負担を軽減することは、何よりも加入者の命と暮らしを守るためにも滞納を解決し、国民健康保険制度の持続可能性を高めるためにも消費を活発化して、経済財政の好転を図る上でも重要であります。

加入者1人当たり年1万円の引き下げにかかる費用は約1億円ありますが、市債の返還によって減ってきた銀行などへの利子払い4億円の活用や、弾力的な運用が可能な財政調整基金、これらを活用して、この程度の財源は十分捻出することは可能だと思います。

よって、国民健康保険税を加入者1人当たり年間1万円引き下げを要求するものであります。

以上が請願第1号に対する提案説明であります。

以上であります。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております請願第1号に対する質疑は、11月30日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第19. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第19、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において柴田芳信君及び草場満彦君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時54分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 柴 田 芳 信

議 員 草 場 満 彦